

愛生館の機構について(一)

沼倉延幸

序

愛生館は、初代陸軍軍医総監松本順(一八三二—一九〇七)が自ら顧問として事業に携わった上、取り扱った売薬及び衛生書が彼に委ねられたものであったという特性を有しており、松本順を追究するにあたって重要かつ不可欠の論題である。しかしながら、従来これに関する研究文献は殊の外少なく、未開拓の分野と言ふことができる。

筆者は、新出の未刊史料川口家文書の調査を通じ、愛生館の設立・役員構成及び第一支部雷鳴堂の設立・業務を中心とした報告と、事業拡張の一段としての新聞広告及び取り扱った売薬の分類とその請売規定等に関する報告を既に行ってきた。本稿においては、その後披見・蒐集し得た史料をも用いて、愛生館の機構について〔図1〕に整理したので、これに基づいて小察を試みたい。

一 愛生館の館業

本論に入る前に、愛生館の事業(以下、館業と称す)について触れておきたい。

まず、愛生館の基礎となる条規二十五条を定めた『愛生館規約』⁽³⁾から館業を示した条項を求めてみると、

第一条 本館ハ療病ノ為メ必用ナル諸般ノ薬剤ヲ製造シテ発売ナシ、山間僻地ノ者ニ至ルマデ夭折長病ノ患ヲ為ス者

第二条 本館ハ松本順先生ガ方劑ナル諸藥並ニ治療書ヲ発売シテ、民間治療ノ方法ノ完全ナランヲ要スとある。即ち、松本順の処方にかかる売薬と衛生書の発売によって、これらを山間僻地の者に至るまで普及させ、民間における衛生・早期治療の便益を図ることを目的とした館業を行ったことがわかる。その売薬は、設立当初から「薬剤三十六方」として発売され、徐々に新薬が加えられるなど多岐にわたる効能を有するものであった。⁽⁶⁾ また、衛生書としては『民間治療法』『通俗民間治療法』等があり、売薬を用いる際にこれらの衛生書を参照することによって効果が高まるように図られ、自己健康管理を促すことも加味している。こうした売薬と衛生書がいずれも松本順に委ねられた衛生事業を行ったところに、愛生館の大きな特色がある。

さて、愛生館の設立は、館主高松保郎（一八三八—一八九三）の民間医療観によるところが大である。その設立の経緯についてはここで詳述しないが、⁽⁷⁾

世上の有様を見るに、病あるも医師を招て治術を托するの容易ならざるが為め、動もすれば之を其初に怠りて輕易の病を不治の大患とならしむる例少からざるに似たり⁽⁸⁾

との状況（高松はこれを医師不足が原因としている）の改善が急務であるという認識を實行せんとしたもので、殊に早期治療における売薬の有効性を説いている。⁽⁹⁾ 一方、高松は、愛生館の設立以前から、神仏二道の教法の拡張と道徳・義勇の奨励に努め、その一貫として弘通社及び相愛会を設けていた人物であつて、⁽¹⁰⁾ 愛生館を開設するにあたって、

本館を設立して其藥劑を発売し以て天下に普からしめて、希くハ其國民を救ふの素志を貫て國恩に報するの一端を為さんとせり（中略）切に望むらくハ世の神職僧侶教導に従ふ諸君よ、本館の業ハ世の營利をのみ事とする者と大に異なり、一つにハ天下人民の大不幸を救ひ、一つにハ我國の教導の根抵を厚うするの道たることにして、進んで負担売弘の任に当らんことを祈る⁽¹¹⁾

と説くところから、患者の病を救うことによつて國家に尽くさんとすること、神仏二道を弘めるには宗教關係者が民間医療に心を傾けることも必要であることの二点が、高松の理念として背景にあつたことが判然とする。かくして高松が売薬業に就く意を決したのは明治二十年であつて、松本順を訪ねて賛助の快諾を得たことにより、翌明治二十一年に愛生館を設立するに至つた。⁽¹²⁾

また、愛生館の請売規定であるが、これは「東京市神田区駿河台北甲賀町三番地」に置かれた本館から、各地の支部・請売人等へ売薬と衛生書を販売・普及させるにあつて定められたもので、高松保郎と松本順の構想をいかに遂行せんとしたかが表れていることから、愛生館の性格を知る上において貴重な史料である。史料調査によつて見出された請売規定は、

(1) 「治療法並諸薬請売概則」 「製薬請売定規」 (『請願書』合綴冊子、明治二十一年)⁽¹⁴⁾

(2) 「薬剂請売略規則」 (『愛生館薬剂及書籍発売廣告』所収、明治二十二年)⁽¹⁵⁾

(3) 「薬剂請売規定」 (高松保郎『愛生館設立説明書』所収、明治二十三年)

の三点が挙げられる。それぞれ本館と請売人との手続きや業務負担、薬剂の割引・送付等に関する条項があり、右三点は設立当初からほぼ一年おきであるため、順を追つて条項の改正・加除が施されている。ここで注目すべきは、一貫して請売規定に掲げられている施薬についての条項である。即ち、(1)―(3)共に、

地方の貧民が病あるも薬剂を購ふべき力なき者あることを憐んで施薬せられんと望む時ハ、本館は愛生の主義を弘むるが爲め、其定価の半額を以て薬剂を御渡し申べきに依り(下略)

とあり、薬剂を購入し得ない窮乏民(患者)に対しての施薬を促し、本館が便宜を図る旨が述べられている。さらに、(3)においては、請売人がこうした窮乏民を見出した時に、

早速に薬剂施与相成り置き、町村長の請取書を請て該書を封じ当館へ御申出下さるべし、然らば右薬剂は速に御廻し

申すべし

との方策をも示している。但し、管見では、災害時に被災地へ施薬を行ったとする高松の伝記⁽¹⁶⁾以外は見出し得ず、また『通俗民間治療法』『衛生の心得』等の施本については確認したが、⁽¹⁷⁾平時或いは災害時等の施薬に関する具体的な把握は、今後の史料蒐集・検討に待ちたい。しかし、かかる条項が加えられているところに、単に営業利益を追求することなく、あくまで愛生館の売薬・衛生書を普及させることによって、民間の衛生・治療に便益を図ろうとする愛生館の衛生事業の性格が如実に表れており、高松保郎と松本順の民間医療に対する理念の反映されたものであったことが窺える。

館業については、紙幅の都合もあり、本稿においては以上にとどめ、本論である愛生館の機構について以下に整理・小察を試みたい。

二 愛生館本館の機構

はじめに、本館の機構について述べることにする。〔図1〕を参照されたい。まず、個々の役員について整理すると、

館主・館長(一人)……事務の統轄、幹事以上の重役の選任、館業の拡張。

顧問(一人)……館業一切の顧問として各々を注意指教、重役の選任。

祐輔(二人)……館長の補助。

監督(一人)……役員の勤惰・金銭出納の監査。

理事(三人)……館長の参事員(諸交際及び館業の拡張)。

幹事(三人)……販売・庶務・会計の三部の長。

薬剤長(一人)……薬剤部の長として、手代・薬生の指揮。

手代(数人)

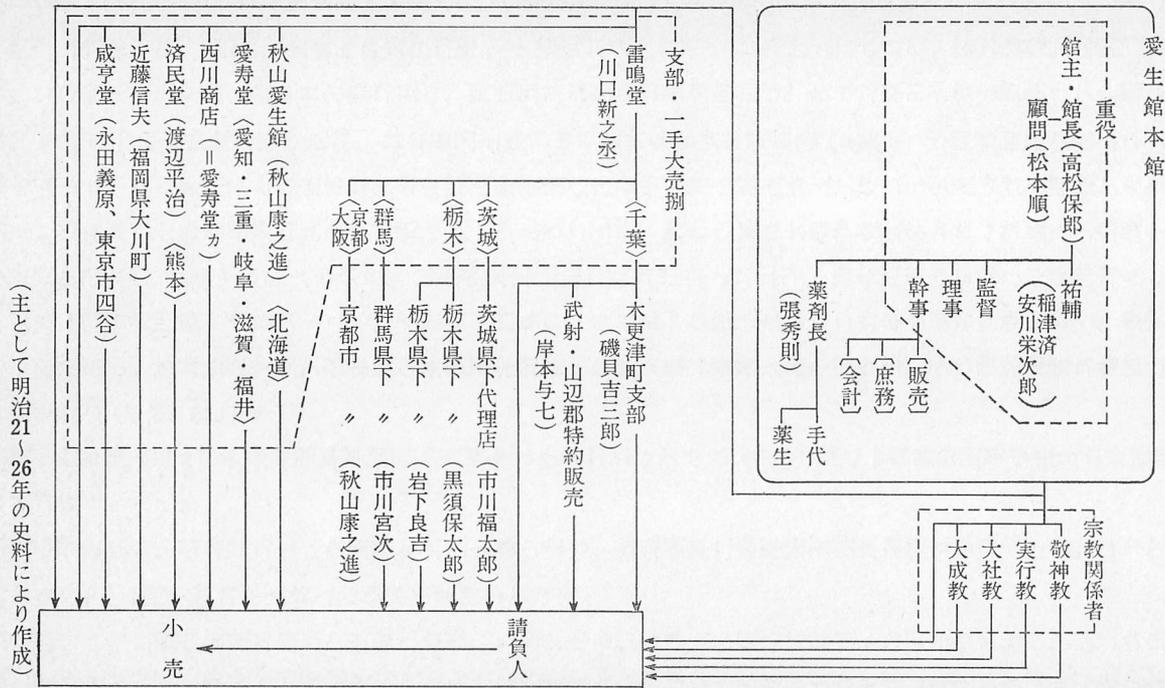


図1 愛生館の機構

薬生（数人）

となる。⁽¹⁸⁾右により、館長と顧問の権限の特に大きかったことが容易に読み取れる。また、本館の役員を「成ルベク功勞員・創立員ノ中ヨリ之ヲ取ルベシ」⁽¹⁹⁾と定めている。功勞員についてはこれを規定した史料は管見にないが、創立員は愛生館の設立当初の創立費の募集に應じて出資した者のことである。⁽²⁰⁾この両者及び役員個々の人名をまとめて記した史料は見出されておらず、「図一」に示した人名のみが判明している。⁽²¹⁾

薬劑長の張秀則は、松本順によつて推挙された人物である。彼は陸軍二等軍医正從六位勲五等にあつた。ここで松本棟一郎の談に着目すると、

父順や張秀則（三石）が後年陸軍軍医部へ出勤するやうになつてから（中略）私が一時養父關係を生じた張秀則（後の二等軍医正）（下略、傍点筆者）⁽²²⁾

という一節がある。これを踏まえて松本順の長崎医学伝習中の門人録『登録人名小記』⁽²³⁾と、その医学伝習に参加した入沢恭平による『伝習所門録』⁽²⁴⁾を見たところ、上州高崎出身の「長三石」の名がある。これらを総合判断すると、張秀則は長崎医学伝習で松本順（良順）の門人となり、以来陸軍軍医部に共に出仕した上に、両者が極めて親しい間柄にあつたことが窺える。松本順の大磯退隱後に両者の住所が同一であることや、両者の墓が大磯町妙大寺において並んで位置することをも踏まえると、この薬劑長への推挙は、松本順が張秀則の力量や人格を認めた上でのことであつたと理解できる。

また、祐輔の一人安川栄次郎⁽²⁶⁾の名は、日本橋区上槇町の売薬營業者安川栄次郎（見栄堂）と同名であることを想起させる。この安川見栄堂は、代々日本橋に住い、明治五年に売薬營業を創始し、さらに岸田吟香と提携して全国の売薬の卸売を開始したもので、「浅井万金膏」の東京における販売は見栄堂がその嚆矢と言われる。⁽²⁷⁾『東京買物独案内』⁽²⁸⁾に、「官許浅井万金膏」「本家売弘所安川栄次郎」と見え、これが守田宝丹・高木清心丹等と共に掲載されており、しばしば新聞等に広告を載せて販売拡張に努めるなど、著名かつ有力な売薬營業者であつた。見栄堂が愛生館に関与したとする広告は

管見にないが、後述の愛生館の請売人名簿「各売捌諸君尊名左ニ」の「東京府」の項に、(29)「全上楨町 安川晃栄堂」と見えることから、両者を同一人物と判断し得よう。とすれば、安川栄次郎の売薬営業者としての経験・意見が館業に活かされたことが推知される。

一方、祐輔稲津濟については、彼と親交のあった儒学者依田百川による『南洋稲津君墓碣銘』(30)がその生涯の概略を伝えているので、これに基づいて、ここに触れておきたい。彼は、名を濟、字を公濟、号を南洋と称した。日向国飢肥藩士であつて、歿年は明治三十一年三月十日、享年六十三とあるから、逆算すると生年は天保七年である。安政五年に江戸の儒学者羽倉簡堂（外記）に師事し、帰藩して元治元年に飢肥藩の藩校振徳堂教授兼軍事吟味役、翌慶応元年に練兵教頭となつた。維新後、明治二年九月に集議院権判官・正六位、翌明治三年四月に弾正権大忠に任ぜられるが早く帰藩し、明治四年に飢肥藩大参事となり、さらに都城県に出仕する身となつたが、明治六年の同県の廢県に伴つて辞し、数年後に東京に赴いている。明治十九年に東京神谷町に新居を構えたとある。また、彼は詩文を善くした人物であつて、百川との親交の絆もここにある。そして、彼は、慷慨して世情を論じ、大声疾呼すると四壁は振動、剣を抜き柱を研つて人を驚かす程の性格を有していたから、義父の冤罪に自らの左腕を断つて藩主に無実を訴えた高松保郎(31)とは、いかにも意気投合するところがあつたかと察せられる。彼は『民間治療法』に跋文を寄せているけれども、愛生館との具体的な関与は未詳である。

以上のように、愛生館本館は、館主高松保郎が統轄・館業拡張にあたり、松本順が質の上でこれを掌握し、張秀則が实地における薬剤の管理を行ったという機構の基本を理解することができ、〔図1〕に挙げた役員によって館業が推進され、機構自体が整備されたものであつたと言ふことができる。

三 愛生館と宗教関係者

高松保郎が宗教関係者を重視し、また彼自ら深い関わりを持つてきたことから、館業を推進するにあつて助力を求め

たことは前掲の史料に明らかである。これは高松自身「一種特別なる仕方⁽³²⁾」と言うが如く、独特な方法と言うことができ、『愛生館規約』にも、

第三条 本館ノ業劑ヲ発売スル方法ハ、全国ノ神職僧侶教導職及ヒ売薬店ニ特約シテ、之カ弘布ヲ為スコトス

との一箇条を設けている。即ち、館業拡張の面と各々の宗派の布教の面において、両者に有益であるとの高松の判断を實現に向けたものである。

愛生館の設立当初、高松が理解者川口新之丞（愛生館第一支部雷鳴堂主人となる）に宛てた書状⁽³³⁾を見ると、

爾来猛暑之候ニ罷向候得共、益御甚健拝賀之至ニ御座候

扱社業も日々好都合之運ニ至候義、御安意可被下候、既ニ進書中御噂申置候諸教之条約も、別紙之通り相調候ニ付テ

ハ、今般別通説明書ヲ添へ、各部衆へ諭達可相成事ニ御座候間、是ヨリ引続實際之事務ニ可相掛氣運ニ罷向候条、尚

追々御報申上候様可仕候（中略）

（明治二十一年）
七月十三日

高松拜

（新之丞）
川口恩兄
硯北

尚々条約書ハ各教共同断ニ御座候間、左ニ御承知可被下候

とある。館の運営が順調に進んでいることを述べ、「条約書」を交わした各宗派が「説明書⁽³⁴⁾」と共に館業保護を各部衆へ「諭達」する段階となったことを伝える書状である。これにあわせて右の「説明書」と「条約書」が川口新之丞宛てに送付されており、川口家文書には、敬神教・実行教・大社教・大成教の四教派の『条約書』（写）が見え、後者の二教派は「諭達」書の文案も合綴されたものである。いずれも明治二十一年七月とあり、「別紙之通り相調候」とあるから、条約が結ばれた直後に高松が川口新之丞宛てに急送したものとわかる。『条約書』の内容は、「各教共同断ニ御座候」とあるが、

。愛生館の説明書に各々の教管長による論達書を添えて各教ごとに部内に通達する（費用は愛生館が負担する）。

。論達書の配布数は、敬神教二万枚、実行教五万一千枚、大社教三千枚、大成教一万枚とする。

。各教派内で売薬請売を行う者に、愛生館は売上高の二割を手数料として各々に交付し、二割を布教費として教派ごとに納める（大成教についてはこの条項はない）。

等の如く、基本は同じながら個々を見ると多少の差異がある⁽³⁵⁾。また、大社教と大成教の論達書文案において、愛生館の館業が民間医療と布教の両面に有益であつて館業保護を進言する旨が見られる⁽³⁶⁾。これらにより、高松保郎自らの「一種特別な仕方」が実行されたことがわかる。

また、高松保郎の編んだ『愛生帖』は、『民間治療法』の刊行の際に各界から寄せられた題字・序文・跋文等を集めて一冊にしたものであるが、小松宮彰仁・三条実美・佐野常民らと共に、実行教・御嶽教・神習教・大成教及び浄土真宗大谷派・高田派等の指導者によるものが見られる。これらのうちで、『条約書』の見出されていない宗派も、「図1」では単に実線で示したが、何らかの関わりを持ったものと判断できよう。いずれも浄土真宗系の仏教と教派神道に属し、民衆宗教としての色彩の濃いものであり、かかる宗派の選択は高松の意に任されたものと考えられる。

尚、これらの宗派に対する売捌き等を具体的に把握できる史料は見出されていない。『民間治療法』を実行教会へ二万部、他の神仏各宗派及び各府県大販売所へ十二万部、それぞれ売渡したとする新聞広告が見られるが、⁽³⁸⁾この数値を裏付ける史料は管見にない。こうした宗教関係者が、愛生館にいかにかに寄与し得たかが、今後の検討の課題と言えよう。